

— 平成25年度税制改正 —

成長による富の創出に向けた税制措置とは！ (その2)

村上 敬子 (むらかみ けいこ)

村上敬子税理士事務所
税理士



7月号では、平成25年度税制改正大綱において「成長による富の創出に向けた税制措置」として示される主要項目のうち、法人税関係の改正3項目（生産等設備促進税制、所得拡大促進税制、研究開発税制）を取り上げました。

今月号でも、中小企業経営者にとって重要な改正項目であると思われる法人税関係のうち、「環境関連投資促進税制」「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」「金融円滑化法廃止に伴う措置」「中小法人の交際費課税の特例の拡充」の4項目を取り上げます。

各改正につきましては、その期限及び適用の時期にご留意ください。

〔質問1〕

「グリーン投資減税(環境関連投資促進税制)」について、対象設備の拡充等の改正が行われたと聞きましたが、改正の概要を教えてください。

〔回答〕

再生可能エネルギーの導入及び省エネの推進に向けて、再生可能エネルギー関連設備である太陽光・風力発電設備の即時償却制度及びその他の設備の特別償却税額控除制度について次の見直しが行われ、その適用期限が2年延長されました。

(1) 特定エネルギー環境負荷低減推進設備等（太陽光・風力発電設備）の即時償却制度における対象設備の範囲の拡大・延長

再生可能エネルギー関連設備である太陽光・風力発電設備の即時償却制度の適用期限が、平成25年4月1日から平成27年3月31日までに2年延長

されるとともに、その対象設備の範囲に省エネ設備である熱電併給型動力発生装置（コージェネレーション設備）が追加されました。

(2) エネルギー起源のCO₂排出削減に資する設備の特別償却・税額控除制度における対象設備の範囲の見直し・延長

エネルギー起源のCO₂排出削減に資する設備の特別償却・税額控除制度について、対象資産のうち建築物に係るエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備から建築物の熱の損失の防止及び建築物のエネルギーの効率的利用に資するものが除外され、エネルギー消費量との対比における性能の向上に著しく資するもの又はエネルギー消費に係る環境への負荷の低減に著しく資する一定の減価償却資産とするの見直しが行われるとともにその適用期限が平成28年3月31日まで2年延長されました。

＜グリーン投資減税の改正概要＞

経済産業省「平成25年度税制改正について」（平成25年1月）より作成

7%税額控除 (中小企業のみ) 又は 即時償却	・太陽光発電設備(10kW以上) ・風力発電設備(1万kW以上)		7%税額控除 (中小企業のみ) 又は 即時償却	・太陽光発電設備(10kW以上) ・風力発電設備(1万kW以上) ・ コージェネレーション設備
【平成25年3月末まで】			【平成27年3月末まで】	
7%税額控除 (中小企業のみ) 又は 30%特別償却	・コージェネレーション設備 ・ハイブリッド建設機械 ・電気自動車 ・電気自動車用急速充電設備 等		7%税額控除 (中小企業のみ) 又は 30%特別償却	・ハイブリッド建設機械 ・電気自動車 ・電気自動車用急速充電設備 ・ 中小水力発電設備 ・ 下水熱利用設備 ・ 定置用蓄電設備 ・ LED照明 ・ 高効率空調 等
【平成26年3月末まで】			【平成28年3月末まで】	

＜参考：現行制度の概要＞

【エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除】

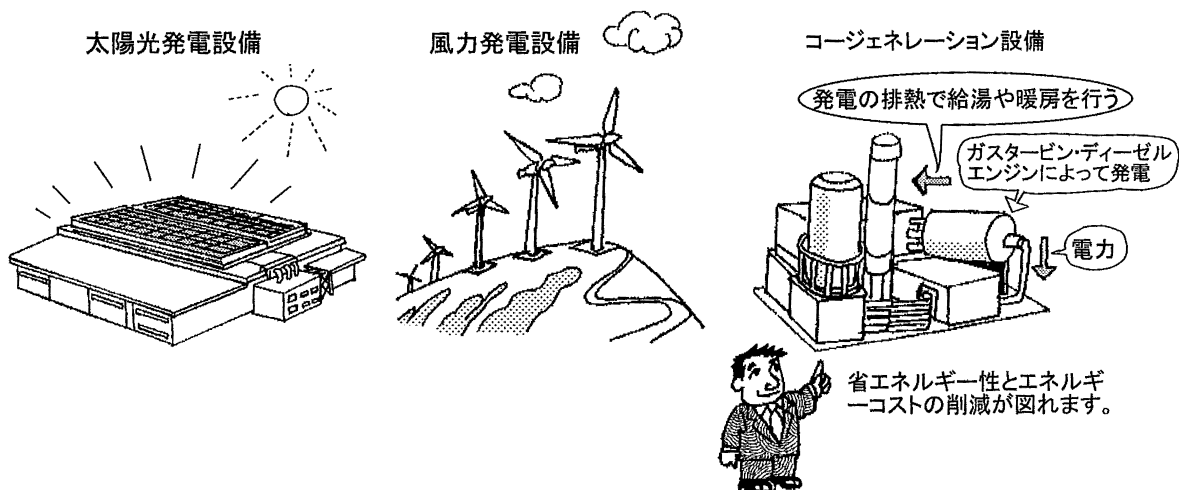
青色申告法人が、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に、下記の②から⑤までのエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得等し、その取得等の日から1年以内に事業の用に供した場合には、その償却限度額は普通償却限度額と特別償却限度額（取得価額の30%相当額）の合計額となります。

ただし、対象資産のうち、下記の①の太陽光発電設備及び風力発電設備を電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の認定設備で一定の規模以上のものについて、平成24年7月1日取得等をし、その事業の用に供した場合には、普通償却限度額との合計で取得価額までの特別償却（即時償却）ができます。

なお、中小企業者等については、上記の特別償却に代えて、取得価額の7%相当額の税額控除を選択して適用することもできます。ただし、法人税額の20%相当額が限度となります。

【エネルギー環境負荷低減推進設備等】

- ① 太陽光発電設備及び風力発電設備
- ② 新エネルギー利用設備等
- ③ 二酸化炭素排出抑制設備等
- ④ エネルギー使用合理化設備（高率ビルシステム）
- ⑤ エネルギー使用制御設備（BEMS）



<注1>対象資産から補助金等の交付を受けて取得等をしたものを除外されました。

<注2>所有権移転外リース取引により取得したエネルギー環境負荷低減推進設備等については適用されません。

<注3>コージェネレーション設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間、課税標準となるべき価格の5/6に軽減されます(平成26年度末まで)。

〔質問2〕

創設された、「商業・サービス業及び農林水産業等の支援措置」とは、具体的にどのような税制措置ですか。

〔回答〕

地域経済を支える中小企業の活性化を図る観点から、商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の経営改善に資する設備投資を行った場合、特別償却又は法人税額の特別控除ができるとした新制度が創設されました。

商業・サービス業・農林水産業を営む青色申告書を提出する中小企業等で、経営改善に関する指導及び助言を受けたものが、店舗の改修等に伴い器具備品及び建物附属設備の取得等をして指定事業の用に供した場合には、取得価額の30%の特別償却と取得価額の7%の税額控除との選択適用ができます。

税額控除における控除税額は当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は1年間の繰越しができます。

① 経営改善に関する指導及び助言

認定経営革新等支援機関等による法人の経営改善及びこれに必要な設備投資等に係る指導及び助言をいいます。

② 認定経営革新等支援機関等とは

税理士、公認会計士、弁護士、中小企業診断士、金融機関等、生活衛生同業組合、農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会、商店街振興組合連合会等が該当します。

③ 適用対象資産(経営改善設備)

指導及び助言を受けた旨を証する書類に記載された器具及び備品並びに建物附属設備で下記に掲げる規模のものが該当します。

- i 器具及び備品……1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの
- ii 建物附属設備……一の取得価額が60万円以上のもの

④ 指定事業

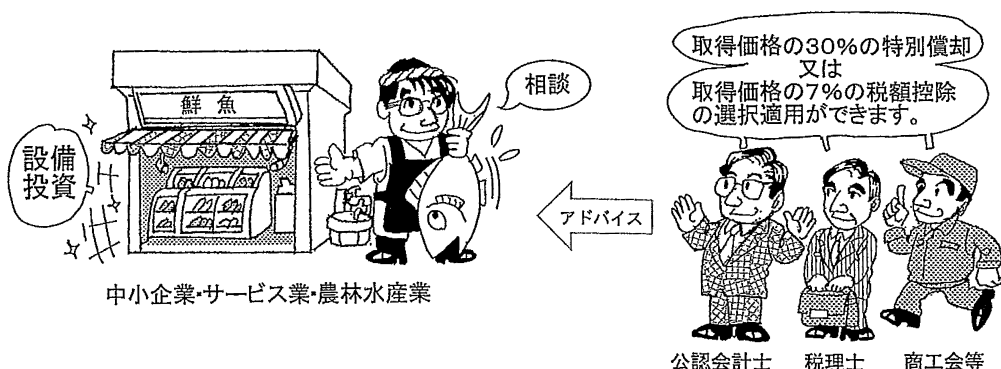
卸売業、小売業、サービス業及び農林水産業をいいます。性風俗関連特殊営業及び風俗営業に該当する一定の事業は対象外です。

<注1>税額控除の対象法人は、資本金の額等が3,000万円以下の中小企業等に限られます。

<注2>この規定は、それぞれ次の明細書等の添付が必要となります。

- ① 特別償却：確定申告書等に経営改善設備の償却限度額の計算に関する明細書
- ② 税額控除：確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、控除の対象となる経営改善設備の取得価額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を記載した書類

※この規定は、法人が平成25年4月1日以後に取得又は製作若しくは建設する上記の経営改善設備について適用されます。



〔質問3〕

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の廃止に伴う措置」について概要を教えてください。

〔回答〕

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の廃止に伴う措置が講じられました。

青色申告書を提出する中小企業者について平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に再生計画認可の決定があったことに準ずる一定の事実が生じた場合において、その中小企業者が債務処理に関する計画に従って、資産の評価替えをし、又は債務の免除を受けたときは、資産の評価損益の計上又は期限切れ欠損金の損金算入ができることとされました。

<注1> 2以上の金融機関等が有するその中小企業者に対する債権が債務処理に関する計画によって特定投資事業有限責任組合の組合財産となる場合に限ります。

<注2> 特定投資事業有限責任組合とは、一定の基準に適合する中小企業者の事業の再生に資す

る投資事業有限責任組合として内閣総理大臣（金融庁長官）及び経済産業大臣が指定するものをいいます。

※この規定は、法人の平成25年4月1日以後に上記事実が生じる場合に適用されます。

〔質問4〕

「中小法人の交際費課税の特例」について、今回どのような拡充措置がとられましたか。

〔回答〕

中小企業の交際費の支出による販売促進活動の強化等により景気を刺激するため、資本金1億円以下の中小企業が支出する800万円以下の交際費を全額損金算入することができることとなりました。

交際費等の損金不算入制度における中小法人に係る損金不算入の特例について、定額控除限度額を800万円（現行600万円）に引き上げるとともに、定額控除限度額までの金額の損金不算入措置（現行10%）が廃止されました。

※この規定は、法人の平成25年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

《中小法人の交際費課税の特例》

